

幼児教育・保育の無償化に伴う手続きのご案内 私学助成園 福岡市在住者用

幼児教育・保育無償化の給付を受けるために必要な手続きについてご説明します。

1. 給付認定について

幼児教育・保育の無償化による給付を受けるためには、**事前**に市から、「施設等利用給付認定」を受けることが必要です。また、**預かり保育の無償化**については、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

クラス	預かり保育を利用しない (幼稚園教育部分のみを利用)	預かり保育も利用する	
		必要な認定	認定を受けるための要件
3～5歳児 (H29.4.2～R2.4.1生)	施設等利用給付 1号認定	施設等利用給付 2号認定	保育の必要性があること
満3歳児 (R2.4.2～R3.4.1生)		施設等利用給付 3号認定	市町村民税非課税世帯で 保育の必要性があること

※申請には、お子さんと保護者が福岡市に住んでいる必要があります。(福岡市に住民票があることを原則とします。)

※給付認定(1号認定)を受けることができるのは、3歳の誕生日の前日からです。

※「保育の必要性」の認定は、保育所の利用申請で認定される認定期間が終了していない「教育・保育給付2号認定」か、今回の申請で保育の必要性の認定を受けることが必要です。

2. 給付内容

無償化による給付額は次のとおりです。

対象	無償化の内容			福岡市における給付方法
	1号認定	2号認定	3号認定	
幼稚園教育部分	保育料について 月額上限25,700円まで無償化			幼稚園は、 <u>給付額分を差し引いた保育料を保護者の方に請求します。</u> 福岡市は、保護者の代理者である幼稚園に給付します。 ※福岡市から保護者の方に直接支払う給付はありません。 ※本来の利用料が上限額である25,700円以下の場合、その利用料が上限となります。 ※実費徴収の費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外となり、保護者負担となります。
預かり保育部分	(対象外)	利用実態に応じて、 月額11,300円まで の範囲で無償化	利用実態に応じて、 月額16,300円まで の範囲で無償化	保護者の方は、幼稚園が指定する保育料を納めてください。 無償化の対象となる給付額分を、後日お支払いします。 ※支払いは四半期毎に行います。 ※給付請求の手続き等につきましては、後日、幼稚園を通じてお知らせいたします。 【給付額】 ①、②のいずれか低い額を月額上限の範囲内で給付します。 ①450円×預かり保育利用日数 ②施設に支払った無償化分の費用

幼稚園の預かり保育と認可外保育施設等を併用している場合

教育時間外に認可外保育施設等を利用した場合、原則、利用料は無償化の対象外です。

ただし、通っている幼稚園が

- ①教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が1日8時間未満
- ②年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満

のいずれかに該当する場合、上記「2. 給付内容」の預かり保育の給付上限額までの範囲で幼稚園の預かり保育部分と認可外保育施設等の利用分を合算して請求することができます。通っている幼稚園が認可外保育施設等と併用可能となるかは、園に問い合わせいただくか、市のホームページをご確認ください。※請求には施設発行の領収書が必要となります。

3. 副食費の補助（補足給付事業）について

次の要件に該当する児童については、副食費についても月額4,500円まで無償化の対象となります。

【副食費とは】

幼稚園で提供している給食のうち、おかず等の部分に要する費用です。

【副食費が無償化の対象となる児童の要件】

○国基準による対象者（満3歳児から5歳児が対象）

- ・年収360万円未満相当の世帯の児童（市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯）
住宅借入金等特別税額控除等^{*}は控除がないものとしての課税額で判定します。
※住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除および配当控除
- ・生活保護世帯の児童
- ・市民税非課税世帯の児童
- ・第3子以降（小学校第3学年修了前の児童で第3子以降）の児童
- ・里親に委託されている児童

○市の第3子優遇事業による対象者（3歳児から5歳児が対象）

第3子以降（18歳未満の児童で第3子以降）の児童 ※国基準に該当しない児童が対象

【対象者の決定】

副食費補助の対象の決定について、算定期間と対応する市民税は次のとおりです。

施設を利用する期間	対応する市民税額
令和5年4～8月	令和4年度市民税額（令和3年1月1日～12月31日までの所得） ※令和4年1月1日に福岡市に住民登録のない方は、令和4年度分の課税証明書を提出していただく必要があります。
令和5年9月～令和6年3月	令和5年度市民税額（令和4年1月1日～12月31日までの所得） ※令和5年1月1日に福岡市に住民登録のない方は、令和5年度分の課税証明書を提出していただく必要があります。

※本事務に関するマイナンバーを用いた他市町村への課税状況照会は、準備ができ次第、開始予定です。

それまでは上記に該当する市町村民税所得課税証明書（名称は各自自治体で異なることがあります）をご提出ください。

※明らかに副食費の給付対象外である場合や給付を希望しない場合は、申請書の「副食費給付不要」の欄にチェックを入れることにより課税証明書の提出は不要です。（副食費は支給しません。）

【支払いの手続き】

副食費の補助対象者については、福岡市で確認し、施設を通じて対象者であることをお知らせいたします。施設に対する支払実績（施設発行の領収書）をもとに、後日、請求等の手続きを行っていただくことにより副食費の補助額を保護者に給付いたします。

4. マイナンバーの確認について

施設等利用給付申請の手続きにおいて、マイナンバー（個人番号）の記載が必要になります。

マイナンバーの利用目的 提出を受けた個人番号及び特定個人情報、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付及び施設等利用給付認定に関する事務の範囲で取扱います。

【提出書類】

(1) マイナンバー申出書

(2) 確認書類 ①番号確認書類

②本人確認書類

申請を行う保護者の分のみ提出してください。

（申請児童及びその他の方の分は不要です。）

※確認書類の詳細は「マイナンバー（個人番号）申出書」の下部をご覧ください。

なお、施設ではマイナンバー書類の確認は行いません。マイナンバー専用封筒に「マイナンバー（個人番号）申出書」、「個人番号確認書類及び本人確認書類の写し」のみを入れて、封をした状態で提出してください。（各施設で開封することはありません。福岡市担当者で開封のうえマイナンバーの確認を行います。）

5. 提出書類

幼児教育無償化の認定を受けるために必要な提出書類は次のとおりです。

(提出した書類は返却できませんので、コピー等をとって保管することをおすすめします。)

提出書類		1号認定	2号・3号認定
施設等利用給付認定(1号)兼給付申請書 施設等利用給付認定(2・3号)申請書		○	○
マイナンバー申出書(封入して提出してください)		○	○
保育の必要性を証明する書類(保護者のいずれも証明が必要です)		不要	○
市町村県民税所得課税証明書 (3号認定、副食費給付に使用)	令和5年4～8月に利用する場合 →令和4年度分 令和5年9月～6年3月に利用する場合 →令和5年度分	<p>○</p> <p>(※下記の時点で福岡市に住民登録があり、税申告している場合は不要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年1月1日の住民登録が福岡市以外の場合→令和4年度課税証明書 令和5年1月1日の住民登録が福岡市以外の場合→令和5年度課税証明書 	

保育の必要性を証明する書類(保護者のいずれも証明が必要です)

保護者の状況	必要な添付書類
就労(月60時間以上)	就労証明書(証明者は支店長や直属の上司など、会社の代表者でなくても構いません) ※就労予定の方は就労開始前にご提出ください。 ※書類の内容について、福岡市から就労先に連絡・確認する場合があります。 自営業の方は「就労申告書」と「事業内容がわかる書類」 「事業内容がわかる書類」の例 営業許可通知書、個人事業届の写し、登記簿謄本の写し 等
妊娠中又は出産後間がない (出産月の前2か月から出産日の後8週間)	母子手帳(写し)または出産予定証明書 ※母子手帳は表紙及び出産予定日記載ページのコピー
疾病、負傷、障がい等がある	【疾病・負傷】診断書 ※診断書には家庭保育ができない理由・期間の記載が必要 【障がい】障害者手帳(写し)など
同居の親族(長期入院している親族を含む)を常時介護又は看護(月60時間以上)	診断書、障害者手帳(写し)、介護保険証(写し)など ※介護・看護状況について申立書に記入・提出ください。
災害等の復旧にあたっている	従事していることが証明できる書類 ※従事内容を申立書で提出してください。
就学している(通信教育は含まない) (月60時間以上)	在学証明書または学生証(写し) 就学時間がわかるカリキュラム等の書類
求職活動中	誓約書兼就職活動報告書

認定の通知

幼稚園を通じてお渡しします。

今後必要な手続き

- 保育要件が必要な2号認定及び3号認定の方は、預かり保育部分の無償化の給付対象であることを確認するため、毎年10月頃に「現況届」を提出いただくこととなっております。現況届について必要な様式及び提出書類は、改めて幼稚園を通じてお知らせいたします。
- 申請内容に変更がある場合は、通園している施設にお申し出ください。特に、福岡市から転出される場合は、福岡市からの認定が転出日をもって終了となり、新たに転出先の市町村への申請が必要です。

6. 認定内容に変更があるとき

認定後、内容変更が生じた場合は、改めて下記書類を提出していただく必要があります。
申請手続きについては、施設経由でご提出ください。

事由	保護者が提出する書類	
市内で転居した	施設等利用給付 認定変更届	その他 必要な書類
	○	—
福岡市外に転居する	○	—
世帯構成に変化があった (結婚、離婚、同居家族の 増減、単身赴任など)	○	—
幼稚園を退園する	○	—
市内の幼稚園に転園する	○ ※退園と入園の間に期間があく場合は、変更届ではなく、改めて申請書の提出が必要となります。	— ※転園先が新制度移行園・認定こども園の場合は、転園先で教育・保育給付認定申請書を提出していただく必要があります。 (転園先が新制度移行園・認定こども園に該当するかは転園先の園か福岡市こども未来局運営支援課にご確認ください。)
新たに預かり保育の無償化(2・3号)を申請する	—	・施設等利用給付認定(2・3号)申請書 ・保育の必要性を証明する書類
就労状況が変わった(仕事を変わった、勤務時間が変わったなど)	○	・就労(予定)証明書
仕事を退職した	○	—

【お問い合わせ先】

無償化専用ダイヤル TEL 092-791-6222
FAX 092-791-6216